

第 2 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 2 年 4 月 2 3 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○発言の訂正について		3
○日程第 3	報告第 1 号 平成 2 1 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	4
○日程第 4	報告第 2 号 専決処分について（平成 2 1 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 1 号））	5
○日程第 5	報告第 3 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	7
○日程第 6	議案第 1 号 平成 2 2 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号） 議案第 3 号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
○日程第 7	議案第 2 号 平成 2 2 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 4 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	2 2
○閉会宣告		2 7

平成22年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成22年 4月23日（金）

午前10時00分 開 会

午後 0時09分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 平成21年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（平成21年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号））

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

議案第 3号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	6 番	本 間 保 昭 君
7 番	山 口 清 悦 君	8 番	中 田 翼 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君
総 括 理 事	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	吉 井 裕 視 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君

市民生活部次長	伊藤克之君	保健福祉部長	橘弘恭君
保健福祉部次長	佐々木哲君	經濟部部長	若山重樹君
經濟部参事	多田幸秀君	經濟部参事	佐々木邦義君
建設部長	大平正一君	建設部技監	三谷文彰君
教育部長	舘敏弘君	教育部次長	河野敏昭君
教育部指導参事	春田淳一君	監査事務局長	堀下博正君
病院事務部長	東照明君	病院事務部次長	鈴木靖夫君
総務課長	田中嘉樹君	財政課長	山崎猛君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次	長	田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	書	記	村井理君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第2回
滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、清水議員、関藤議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

4月1日付の人事異動に伴う部長職職員及び人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をい
たします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時06分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎発言の訂正について

○議 長 ここで教育長から第4回定例会の一般質問における答弁に誤りがあり、訂正の報告を
したいとの申し出がありますので、発言を許します。教育長。

○教 育 長 皆さん、おはようございます。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、
昨年12月に開催をされました市議会第4回定例会において大谷議員からの質問にありました教育
行政に関する項目に対する答弁に誤りがありましたので、この場をおかりをしておわび申し上げま
すとともに訂正させていただきたいというふうに思います。

お答えをした滝川市の12歳児1人当たりの平均虫歯本数について、答弁では3.75本で全道

平均2.37本より多いというふうにお答えをさせていただきましたが、把握しておりました情報に誤認がありまして、正しくは2.28本、滝川市の1人当たりの平均虫歯本数は2.28本で、全道平均の2.37本よりも低い数字でありました。ご質問いただきました大谷議員を初め、市議会議員の皆様、滝川市議会にご迷惑をおかけしましたことにおわびを申し上げますとともに、発言の機会をいただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

◎日程第3 報告第1号 平成21年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
○議長 日程第3、報告第1号 平成21年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。報告第1号 平成21年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しにつきましてご報告を申し上げたいと思います。

平成21年度滝川市一般会計補正予算（第12号）におきまして地域活性化・公共投資臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、子ども手当支給準備事業の3事業、同じく一般会計補正予算（第13号）におきまして新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業、全国瞬時警報システム設置事業の2事業につきまして、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す5事業に係ります繰り越し計算書につきまして地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告するものでございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名が地域活性化・公共投資臨時交付金事業、繰越金額3億4,680万1,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源といたしまして国庫支出金が1億7,628万2,000円、地方債が1億7,050万円、一般財源が1万9,000円でございます。なお、国庫支出金1億7,628万2,000円の内訳といたしましては、地域活性化・公共投資臨時交付金8,692万4,000円、安全・安心な学校づくり交付金8,935万8,000円となり、地方債1億7,050万円の内訳といたしましては義務教育施設の耐震化等改修工事及び地上デジタル放送対策費、校内LAN整備に係る義務教育施設整備事業債、これが1億1,100万円でございます。また、それとあわせまして病後児保育棟増築及び耐震改修など中央保育所の改修事業に係る保育所施設整備事業債5,950万円となります。

次に、同じく2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、繰越金額1億994万4,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源といたしまして国庫支出金が9,142万2,000円、一般財源が1,852万2,000円でございます。なお、国庫支出金9,142万2,000円につきましては、全額地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子ども手当支給準備事業、繰越金額585万8,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源といたしまして国庫支出金が5

８５万８，０００円でございます。全額子ども手当準備事業費補助金でございます。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、事業名、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業、繰越金額が２，８００万円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源といたしまして道支出金が２，１００万円、一般財源が７００万円でございます。なお、道支出金につきましては、全額新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費補助金でございます。

最後、９款消防費でございますが、１項消防費、事業名、全国瞬時警報システム設置事業、繰越金額が１６０万５，０００円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源として道支出金が１６０万５，０００円でございます。全額国民保護体制整備推進費補助金でございます。

以上でございますけれども、特に上の２つの地域活性化・公共投資臨時交付金、それからきめ細かな臨時交付金事業につきましては経済対策でございます。早期の発注、施工等に向けまして現在全力を挙げておりますことをあわせてご報告を申し上げます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第４ 報告第２号 専決処分について（平成２１年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第１号））

○議 長 日程第４、報告第２号 専決処分について（平成２１年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第１号））を議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました報告第２号につきましてご説明申し上げます。

専決処分でございますが、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして専決処分いたしました。同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項は、平成２１年度滝川市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第１号）であります。滝川市福祉共済事業が本年４月１日から民間に移管することに伴いまして、本年３月３１日をもって滝川市勤労者福祉共済特別会計を廃止したことに伴う補正でございます。特別会計は、廃止後出納閉鎖期間を持たないため、３月３１日をもって平成２１年度特別会計の決算処理を行いまして出納を閉鎖し、その収支差額を一般会計の繰出金とする予算内容でございます。

１ページをごらんください。第１項、歳入歳出予算の総額からそれぞれ９４万８，０００円を減額し、予算の総額を６８４万７，０００円とするものでございます。

第２項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表によるところでございます。

専決処分年月日は、平成22年3月31日であります。

2ページ、3ページ目は、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思ひます。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費、補正額18万5,000円の減額につきましては、福祉共済の運営に要する経費の補正でございます。福祉共済における運営審議会及び福祉共済の事務費にかかわるものでございますが、運営審議会の回数減による委員報酬の減2万8,000円及び事務費の減15万7,000円を減額補正するものでございます。

2款1項1目共済給付費、補正額164万5,000円の減額につきましては、共済給付に要する経費の補正でございます。3月31日現在における共済給付額の確定により減額補正とするものでございます。主なものといたしましては、本人交通事故死がなかったこと、また出産祝金、就学祝金、40年以上勤務者の退職せんべつ金の減でございます。

3款1項1目利子、補正額1,000円の減額につきましては、一時借入金、運用金利子でございますが、平成21年度において発生しなかったことによる減額補正とするものでございます。

4款1項1目交通災害共済掛金、補正額33万3,000円の減額につきましては、交通事故等に関し中空知交通災害共済へ再共済しております。この掛金につきましては、毎年3月に次年度分をお支払いすることになっております。平成21年度予算におきましてもし民間への移行ができなかった場合のことを念頭に置きまして、22年度分の再共済掛金を予算化しておりましたが、民間移管ができたことにより再共済する必要がなくなったその分を減額補正するものでございます。

4款2項1目過年度過誤納還付金、補正額7,000円の減額、3項1目基金積立金、補正額1万1,000円の減額につきましては、いずれも歳出額の確定により減額補正するものでございます。

次のページをお開きください。4款4項1目一般会計繰出金、補正額138万4,000円の増額につきましては、3月31日をもって特別会計を廃止したため、歳入歳出額の確定による収支差額を一般会計へ繰り出しすることにより増額補正するものでございます。

5款1項1目予備費、補正額15万円の減額につきましては、平成21年度において発生しなかったことにより減額補正するものでございます。

以上、歳出合計で94万8,000円の減額になったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。6ページ、7ページでございますけれども、1款1項1目共済掛金収入でございます。補正額33万3,000円の減額につきましては、掛金収入額の確定により減額補正するものでございます。

2款1項1目基金運用収入、補正額1万円の減額につきましては、歳出関連でございます。

3款1項1目基金繰入金、補正額90万円の減額につきましては、歳出関連でございますが、歳出の確定により基金の繰り入れが必要なくなったことにより減額補正とするものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額157万5,000円の減額につきましては、繰越額の確定による

増額補正でございます。

５款２項１目交通災害共済給付金収入、補正額１２８万５，０００円の減、３項１目雑入、補正額５，０００円の増につきましては、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で９４万８，０００円の減額になったところでございます。

以上を申し上げて報告第２号の説明とさせていただきます。

済みません、説明欄の訂正をお願いいたします。７ページ、共済掛金収入でございます。５００円掛ける１万８４人となっておりますけれども、５００円掛ける６６６人、三角の６６６人とお願いいたします。それと、私先ほど繰越金のところで１５７万５，０００円の減と話したのですけれども、訂正させていただきます。１５７万５，０００円の増でございます。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第２号は承認することに決しました。

◎日程第５ 報告第３号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議 長 日程第５、報告第３号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。報告第３号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例、専決処分年月日につきましては平成２２年３月３１日であります。

改正の概要でございますが、平成２２年３月３１日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、この法律改正に伴い、本年度における個人の市民税等の賦課事務及び国民健康保険税の届け出事務に支障を来すことから、改正の一部を専決したものでございます。２２年度の地方税法の改正のう

ち今回の専決処分に係る要点の概要を申し上げますと、個人市民税につきましては給与所得者に係る市民税の特別徴収制度の改正、国民健康保険税につきましては特例対象被保険者等に係る軽減措置の創設に伴う改正でございます。

以上が主な内容でございますが、以下改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、報告第3号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第43条、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収であります、65歳未満の公的年金等の所得を有する給与所得者につきまして給与から特別徴収の方法により個人住民税を徴収するための改正でございます。

第44条は、第43条の改正に伴う条文整理、第47条は法改正に伴う条文整理でございます。

第161条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、特例対象被保険者等に係る軽減措置の創設に伴う所得割額の算定の特例、非自発的失業者に係る給与所得につきまして100分の30に相当する金額に軽減するための条文追加でございます。

第162条の2、特例対象被保険者等に係る申告でございますが、特例対象被保険者等に係る軽減措置の創設に伴う申出書の提出方法等の条文追加でございます。

附則第34条は、法改正に伴う条文整理でございます。

滝川市税条例の一部を改正する条例の4ページの附則をごらんいただきたいと思います。附則で第1条、施行期日でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

第2条、市民税、第3条、都市計画税、第4条、国民健康保険税に関する経過措置でございます。

以上、報告第3号 専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

議案第3号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改

正する条例

○議長 日程第6、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第1号）、議案第3号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、勤労者福祉共済特別会計の廃止に伴う勤労者福祉共済基金の廃止時の残高相当額を滝川市勤労者共済会に拠出する補正などが主なものであります。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ929万4,000円を追加し、予算の総額を201億7,729万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。4款1項6目他会計繰出金、補正額247万8,000円の増額につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う保険基盤安定等負担金に係る一般会計負担分の整理として補正したいとするものでございます。

5款1項1目労働諸費、補正額713万7,000円の増額につきましては、勤労者福祉共済特別会計の廃止に伴い、平成22年4月1日から勤労者福祉共済事業を滝川商工会議所が事務局となり、新たに設立されました滝川市勤労者共済会に引き受けていただくことになり、一般会計が一度引き継いだ勤労者福祉共済基金の廃止時の残高相当額を共済事業の安定的運営に資するよう新たな共済会に拠出するため補正したいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額32万1,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。給与等に要する経費につきましては、後ほどご説明申し上げます議案第3号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例により副市長の給料月額等について減額補正したいとするものです。

以上、歳出合計で929万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款1項2目衛生費負担金38万7,000円の増額、16款1項2目衛生費負担金147万1,000円の増額は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金743万6,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で929万4,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第3号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。既にご案内のとおり平成21年度から平成23年度までの間新滝川市活力再生プランに基づき、生活保護費国庫負担金の返還に伴います財政調整基金における財源不足額約1億7,915万円への対応としまして、現在特別職の給与縮減のほか教育長を初め一般職員の給与縮減の協力を得ながら取り組みを進めているところでありますが、これらを踏まえて平成22年5月1日に在職する副市長につきまして任期中の在職期間給料月額を減額するため、本議案を提案したいとするものであります。

それでは、議案第3号参考資料の新旧対照表をお開きください。まず、第1条であります。平成22年5月1日に在職する副市長について必要な事項を定めたいとするものであります。

次に、第3条であります。平成22年5月1日に在職する副市長の当該任期中の在職期間、平成24年3月31日までの期間に限りませんが、給料月額の100分の3を減じたいとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、平成22年5月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、今回の改正に伴います減額による影響額につきましては、給与と共済費を合わせまして32万1,000円となるところでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 4点についてお伺いをしたいと思います。

まず、今回の条例改正で副市長の給料及び手当減額による基金積み立ての総額を、財政調整基金です、副市長分ということでお伺いをします。期間は、平成20年1月から23年4月26日について伺います。あわせて参考として市長の給料、また手当減額によるこの場合は滝川再生基金及び財政調整基金それぞれでお伺いをします。期間は、同じ20年1月から23年4月26日とします。

2点目は、滝川市再生基金、財政調整基金、財政調整基金については関係部分ですが、これまでの直近で確定されている数字でよろしいですが、あるいは職員の人件費等見込まれている部分については見込みで結構ですが、それぞれ総額幾らになっているのか。また、滝川再生基金については、個人のご寄附についてはその人数、団体のご寄附についてはその団体数についてもお伺いします。

3点目は、3パーセントという改定は教育長と同じです。これによると、末松静夫氏の生活保護不正事件における責任を給料、手当の減額でそれを示すということからいうと、もう末松静夫氏の果たす責任はもう終えたのかと、果たすべき責任は終えたのかということをお伺いいたします。

4点目、副市長は、3月末で一度任期を終えておりますので、700万円超の退職金を今後受け取られることになるわけですが、これを滝川市再生基金に寄附をされるご予定、お考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 4点質疑がございましたけれども、まず1点目の副市長の手当等減額による財調分の積み立て、その数字の関係でございますけれども、ちょっと分けて数字説明させていただきたいと思いますが、副市長のまず再生基金に積み立てた分、これが291万2,120円でございます。それから、財政調整基金の分、これは予定でございます。財政調整基金の21年度分の積み立てにつきましては今精査をしているところでございますけれども、これはちょっと予定の額ということでございますが、372万1,540円、これを予定をしてございます。それから、平成23年の4月26日までのということでございますけれども、今後につきましては104万8,000円ということでございます。この数字を足しますと、ちょっと端数ずれるかもしれませんが、768万円ほどになります。これが副市長の分でございます。

次に、参考までに市長の分ということでございますけれども、市長の再生基金の分、これはもう積み立てを終わっておりますけれども、再生基金の分が884万4,377円。それから、財政調整基金の分、これも今精査をしているところでございますので、今の予定ということでございます。724万5,088円ということでございます。それから、市長の分につきましても平成23年の4月26日ということでございますけれども、その分も合わせまして現在のところの想定の内額につきましては、2,436万6,465円ということでございます。

それから次、3点目の3パーセントの、ちょっと順番逆になりましたけれども、3パーセントの改定は教育長と同じで、その責任の度合いはどうかということでございますけれども、この3パーセントという減額につきましては、これは平成21年4月から任期中として現在教育長に協力をいただいているのが3パーセントでございます。今回の3パーセントの提案というのは、この例によっているということがまず第1点の理由でございます。それから、教育長の3パーセントにつきましては、当初の設計の段階で一般職員の中で最も負担の大きい職員、これが3年間の給与ベースというか、手取りのベースで75万円の負担になると。これが一般職員の中で最も負担の多い職員の金額でございました。教育長の場合それよりも大きい金額ということ想定をさせていただいて、3パーセントに決めたわけでございます。したがって、このルールに基づきまして、今回の副市長の3パーセントの提案につきましてもこのことを意識をいたしまして今回の提案をさせていただいたということでございます。

それから、それで責任を果たしているのかどうかということでございますけれども、私どもにおきましては末松副市長は再任という形ではございますけれども、任期はあくまで本年の3月31日で一度満了をしております。したがって、再任とはいえますけれども、4月1日からは新たな任期を迎えた末松副市長でございます。その前任期におきましてその間における責任を明確にするために、事件当時における行政の監督権を有する副市長の立場というのがございまして30パーセントの減額、これを実施させていただきまして、副市長としての責任を務めたところであるという、こういう認識であります。したがって、今回新たな任期を迎えたということで、前任期とは分けて考えるべきであるという判断に基づきまして今回3パーセントを提案させていただいたということでございます。このようにご理解をいただきたいなと思っております。

それから、４点目の退職金云々の関係でございますけれども、これは今の答弁と重なりますけれども、既に末松副市長におきましては任期の中で給料月額３０パーセント減額、２０年５月から１０月、そして２１年１月から任期中の先月まで合計で２１カ月間事件当時における行政の執行責任者、監督権を有する副市長の立場ということで一定の十分な責任を果たしたわけでございます。このように認識をしております。清水議員のおっしゃられているような事柄云々につきましては、特に要するものではないというふうに考えております。

(何事か言う声あり)

○議長 長 総務部長。

○総務部長 寄附の関係の個人と団体の関係でございますが、寄附につきましては合計で２４８件いただいております。そのうち団体が５７件、残りが個人の寄附というところでございます。

以上でございます。

○議長 長 数字なかった、金額、総額……。総務部長。

○総務部長 済みません、何度も行ったり来たりしまして。寄附の今までの総額でございますけれども、平成２０年度分、２０年度末までいただいたのが１，０９６万８，１９２円……ごめんなさい、総額で答弁させていただきます。今までの寄附金の総額でございます。３，５８２万６，０００円でございます。済みません。よろしくお願いします。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 今のご答弁いただいた３，５８２万６，０００円というのは、２２年３月末とか４月の直近という数字という答弁だったと思うのですが、５，０００万円超しているという認識あったので、ちょっと３，５８２万円台というのは、もう一度それを確認をしたいと思います。

それと、財政調整基金についても関連部分についてお伺いをいたします。関連部分というのは、返還金のための積み立てた、あるいは２２年度分として今後会計閉鎖までに見込まれている金額をお伺いをいたします。

それと、副市長については、前任期中でその責任は果たしたということが答弁されましたが、この責任の果たし方というのは副市長だでもということではなく、当時副市長をされていた末松静夫氏に対する処分であり、その任期が２２年３月末までだったということで、その次の副市長がどうなるかというのはそれは予想できないわけですから、そこまで３０パーセントということだったと。しかし、再任が、続投が決まった今、末松静夫氏の責任についてあるのであればやはり責任を果たしていただくというふうに考えるべきではないでしょうか。何の関係もない職員の給与削減をして、それも返還金に充てようという、そういう考えを持っているのであれば、職員、また市民の理解はそれでは得られないのではないのでしょうか。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 再質疑１点目の再生基金の関係の寄附金の関係、少し内訳で申し上げたいと思います。寄附金、２０年度が１，０９６万８，１９２円でございます。それから、２１年度、２，４１９万７，８０８円でございます。それから、２２年度、今月に入ってからの方でございますけれども、

66万円でございます。合計いたしまして3,582万6,000円という中身でございます。

それから、2つ目の財政調整基金の関係でございますが、先ほどから現在精査中ということで説明させていただいておりますけれども、一応本年の21年度の予定といたしましては6,032万円程度、ちょっとこの辺で前後するかもしれませんが、その程度を予定をしております。

それから最後、副市長の責任の関係でございますが、先ほどの答弁との繰り返しにもなりますけれども、新任期に入りまして、またさらに教育長と同様に3パーセントの削減ということでこの返還について協力をいただくということでございます。私どもといたしましては、そういった意味では十分責任を果たしているというふうな認識をしております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 最後ですが、滝川市再生基金の基金積み立て累計、残高ですね、残高が3,582万円余ということが再確認をした上で答弁をされましたので、これの目標金額はたしか約6,000万円ということだと思いますので、約2,400万円余りっていないと、足りないということになってしまうのですが、こういうことであればやはり再生基金の完了目標があと2年間ということで、やはり副市長がそういった寄附等できる限りやるという姿勢が求められているのではないのでしょうか。副市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 数字の関係は所管からご答弁申し上げます。3点目の質疑と4点目の質疑です。私も議員各位も選挙の洗礼を受けているわけです。副市長も間接選挙の洗礼を受けているわけです。任期があります。私どもは、任期において間接選挙の洗礼を受けて、そしてその任期における成果だとか実績だとか、あるいは責任だとか、こういうのはやっぱり公職の立場からは任期中におけるけじめというものがつけられるべきだというふうに思います。同時に清水議員におかれては、極めて慎重な業務執行をせよということで再三ご忠告をいただきましたけれども、副市長はやっぱり市の最高の補佐機関であるわけであります。そして、間接選挙の洗礼を受けるという立場の特別職であります。したがって、いろんなことを判断をする上で適切な判断が最も適切な時期に行われるべきだというふうに私は考えております。そういう立場で今回議案を提案させていただいておりますことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁の中で寄附金との関係、ちょっと混同いたしまして、もう一回整理をして説明させていただきたいと思っておりますけれども、寄附金につきまして再生基金、これは目標額が6,150万6,000円ということでございます。これが再生基金の積み立て目標額でございます。先ほど申し上げましたのは、寄附金が今まで3,582万6,000円入っていますよと。そのほかに再生基金として積んだ分が市長、副市長の給与の分、市長でいえば平成20年の1月から平成21年3月の分、それから副市長でいえば平成20年の5月から10月、それから平成21年の1月から3月と。それと、関係職員の処分分、差し押さえた分が入ってきたものとかもろもろ合わせまして現在再生基金に積み立てられる予定が22年度の66万円4月に入った寄附金も含めて5,

５４７万５，６２３円が５月末までに積み立てられる予定になっております。そういう理解でございます。したがって、あと目標までの残りが６００万円ちょっとということでございます。

以上でございます。

○議長　長　ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長　長　これにて質疑を終結いたします。

議案第１号及び議案第３号に対しては、清水議員外１名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。清水議員。

○清水議員　議案第１号、第３号の修正案提出者、日本共産党の清水雅人、市民の声連合の渡辺精郎、２人を代表して清水から説明をさせていただきます。

まず、修正案を出す理由についてですが、市長提案は市長が任期中の２３年４月２６日まで行財政改革分３０．６パーセントに加え生活保護費返還分として５０パーセントとしているのに対して、副市長は１５．６パーセントプラス３パーセントというので４７パーセントの開きがあります。そもそも市長５０パーセントの減額は、生活保護費に係る国庫負担金の返還に伴い、市長及び副市長の責任を明確にするためという特定目的の減額です。これについては、市民に異論はないと考えます。その場合、市長と副市長の責任の度合いに応じて今回副市長の減額幅を決定すべきだと考えます。現行条例は、平成２１年１月１日在職の副市長の任期が２２年３月までだったため任期末までの減額としたものです。今末松静夫氏以外の方が副市長になっていた場合は、返還責任はないわけですから、特別な責任がない教育長と同じ３パーセントとすることが妥当と考えます。しかし、末松静夫氏の続投と決まった今考えなければならないのは、末松静夫氏の責任の度合いは市長の任期中削減総額、先ほどご答弁をいただきました２，４３６万６，４６０円、これに対してどの程度が適当かということだと思います。副市長の責任は、地方自治法第１６７条で「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」とされています。生活保護費不正問題で末松静夫当時の副市長は、市長と一体の立場にあり、市長が知り得た情報より多くの情報を得るとともに、直接福祉事務所長らに指示をしています。その点では市長と同等の責任があると言えます。このことから、これまでの３０パーセントを継続するのが筋であると考えます。また、市長任期終了後は、その後市長がどなたになるかにより責任の度合いで決めるべきであり、暫定的に２３年４月２７日から２４年３月３１日の間を教育長と同等の３パーセントとするものです。議員各位におかれましては、慎重な審議をお願いしたいと考えます。

次に、修正案についてご説明をいたします。まず、修正案の１ページをごらんください。第１項中９２９万４，０００円を６３９万４，０００円に、２０１億７，７２９万４，０００円を２０１億７，４３９万４，０００円に改めるものです。

次に、修正案１ページの第１表をごらんください。歳入、２０款繰越金、補正額７４３万６，０

〇〇円を４５３万６，〇〇〇円に、補正後の額８，７４３万６，〇〇〇円を８，４５３万６，〇〇〇円に、１項繰越金、補正額７４３万６，〇〇〇円を４５３万６，〇〇〇円に、補正後の額８，７４３万６，〇〇〇円を８，４５３万６，〇〇〇円とし、歳入合計補正額９２９万４，〇〇〇円を６３９万４，〇〇〇円に、補正後の歳入合計額２０１億７，７２９万４，〇〇〇円を２０１億７，４３９万４，〇〇〇円とするものです。

また、歳出、１３款職員費、補正額マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円に、補正後の額３４億３，８８７万７，〇〇〇円を３４億３，５９７万７，〇〇〇円に、１項職員費、補正額マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円に、補正後の額３４億３，８８７万７，〇〇〇円を３４億３，５９７万７，〇〇〇円とし、歳出合計補正額９２９万４，〇〇〇円を６３９万４，〇〇〇円に、補正後の歳出合計額２０１億７，７２９万４，〇〇〇円を２０１億７，４３９万４，〇〇〇円とするものです。

次に、修正案２ページ、３ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、総括についてはお目通しください。

次に、歳出からご説明します。まず、修正案４ページから５ページをごらんください。１３款職員費、補正額マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円に、補正後の額３４億３，８８７万７，〇〇〇円を３４億３，５９７万７，〇〇〇円に、補正後の財源内訳、一般財源マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円とし、１項職員費、補正額マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円に、補正後の額３４億３，８８７万７，〇〇〇円を３４億３，５９７万７，〇〇〇円、補正後の財源内訳、一般財源はマイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円とし、１目職員費、補正額マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円に、補正後の額３４億３，８８７万７，〇〇〇円を３４億３，５９７万７，〇〇〇円、補正後の財源内訳、一般財源マイナス３２万１，〇〇〇円をマイナス３２万１，〇〇〇円とし、歳出合計補正額を９２９万４，〇〇〇円を６３９万４，〇〇〇円に、補正後の歳出合計額２０１億７，７２９万４，〇〇〇円を２０１億７，４３９万４，〇〇〇円に、補正後の財源内訳、一般財源７４３万６，〇〇〇円を４５３万６，〇〇〇円とするものです。５ページの説明欄はお目通しください。

それでは、歳入についてご説明します。修正案２ページの下段、２の歳入をごらんください。２０款繰越金、補正額７４３万６，〇〇〇円を４５３万６，〇〇〇円に、補正後の額８，７４３万６，〇〇〇円を８，４５３万６，〇〇〇円に、１項繰越金、補正額７４３万６，〇〇〇円を４５３万６，〇〇〇円に、補正後の額８，７４３万６，〇〇〇円を８，４５３万６，〇〇〇円に、１目、補正額７４３万６，〇〇〇円を４５３万６，〇〇〇円に、補正後の額８，７４３万６，〇〇〇円を８，４５３万６，〇〇〇円に、１節繰越金７４３万６，〇〇〇円を４５３万６，〇〇〇円とするものです。

次に、議案第３号修正案についてご説明します。附則に次のただし書きを加えます。

ただし、第３条の改正規定（「１００分の３０」を「１００分の３」に改める部分に限る。）は、平成２３年４月２７日から施行する。

下段の説明欄ですが、平成２２年５月１日に在職する副市長の任期中の在職期間（平成２４年３

月31日までの期間に限る）における給与月額の減額につき市長の任期中、23年4月27日までは100分の30のままとし、それ以降24年3月31日までは100分の3とするための修正案です。

次のページをごらんください。表によってご説明します。まず、現行の第1条中、副市長を改正後は平成22年5月1日に在職する副市長に、第3条、平成21年1月1日に在職するというものを平成22年5月1日に在職する、また第3条の任期中の在職期間におけるを任期中の在職期間の次に（平成24年3月31日までの期間に限る。）におけると変えるものです。

また、その場合、中段の附則ただし書きに係る改正部分、平成23年4月27日施行分をごらんください。左下の第3条は、右上の第3条と同じ文言が書かれています。この左の第3条、100分の30を100分の3に改正するものです。

次ページをごらんください。最後に、附則ですが、ただし、第3条の改正規定（「100分の30」を「100分の3」に改める部分に限る。）は、平成23年4月27日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。慎重なご審議よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより修正案の一括質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、質疑をさせていただきます。

まず、今回の修正案につきましてですけれども、平成20年12月定例会におきまして副市長の給料月額につきまして任期中に15パーセント減額という市長提案がありましたけれども、30パーセント減額に改めた議決をいただいたというのは皆さんもご存じのとおりだというふうに思います。その際に共産党は、100分の30に賛成されなかったわけです。多分きつと思われているパーセンテージだとか何かはきつとあったのでしょうか。100分の30に当時賛成しなかったのに、継続してきたから、同じ方だから30パーセントを継続するというその理由が全く伝わってこないのです。それについてお答えをいただきたいと思います。

それから、当時の議決につきましては、やはり任期ということに対して私ども議員はルール上として十分認識した上での議論を行った上での結論だったというふうに思います。それも一刻も早く事件を解決して、活力ある滝川市をつくっていきたいので、ここで決めて先に進もうよということが大きな考え方の根幹にあったというふうに思います。なのにもかかわらず、また同一人物だから、なおかつ市長の任期まで減、そういうこじつけ的な理由しか感じられないのですけれども、そういうことに対する考え方、何で任期中というふうに考えていたものに対してそのようにお感じになるのか逆に質疑します。

それと、3点目として、当時はやっぱり一刻も早くこの事件を解決して、活力ある滝川市ということで進めたいということだったのですけれども、今回のご提案は責任追及だとかそういうこととにかくご執心になられるのはわかりますけれども、いや、ちょっとわからないのですけれども、滝川市の将来に向けて私たちは一丸となって取り組まなければならないわけです。そういうことに対してどのような効果をもたらすものと考えられているのかお聞かせをいただきたいと思います。

3点でございます。

○議長 長 答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、1点目ですが、当時100分の15削減の市長提案に対して100分の30の修正案が出されました。私どもは、30パーセントでは軽いということで、15パーセントも30パーセントもその責任を果たす率としては低いという考えでこの修正案にも反対をしたところですよ。

2点目は、ルールから考えるとこじつけ的にしか聞こえないと、任期を超えたのだから、30パーセントは前任期中のものだというのがルールと考えるのが筋だという趣旨の質疑だったというふうに思うのですが、当時任期中を超えて副市長の減額を決めることはあり得ない、当然人物が変わる可能性あるわけですから。ですから、あくまでも20年の4定、12月議会で決めた30パーセントというのは22年3月までのもので、それ以降のことについてはそこで議論は行われなかったというふうに私は考えています。さらには、当時副市長は公選法にかかりませんので、私財を投入して寄附をすべきだということも求めましたが、副市長はその考えはないと。市長もそれをする必要がないというご答弁があったことをつけ加えさせていただきたいと思います。

3点目は、市の将来に一丸となってということについては、全く本間議員と同じ考えです。しかし、今回30パーセントとした場合でも修正後月額本則が72万5,000円ですが、42万8,330円が確保され、これの給料の12カ月分のほかに年間4.1カ月の手当がつきますから、六百数十万円の収入になります。これは、田村市長の給与よりも何割も多い収入になるわけで、これが副市長の業務にマイナスの影響を与えると、生活費も割り込むというふうには私は思いません。この減額幅で、なおかつ市の将来に理事者、議会、市民が一体となった活動ができる減額だということでご答弁をさせていただきたいと思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、再質疑させていただきます。

1番目の100分の30に賛成しなかったのにとということで、当時30パーセントは軽いということで反対されたと答弁されましたけれども、その前に説明のときに100分の30に市民に異論はないとか言っていましたよね。それはちょっとおいておきまして、当時は何パーセントだったらいいと思っていたのかと。そんなものを明確にしないで、どうしてそういう立場とられるのか。それと、やはり100分の30に市民の異論はないということの根拠って何なのかわかりませんけれども、当時は多分軽かったの、それは40パーセントなのか50パーセントなのか、それだったらそういう修正案を出したほうがいいのではないですか。そういうところが意味がわかりません、金額に対することについても。それに対してお答えいただきたいと思います。

それから、当時の20年の4定において任期中でしかあり得ないから、それでしか仕方ないとおっしゃいましたけれども、任期中でしかあり得ないから任期中で結論というか、ちゃんと始末をつけるということで金額を決めようという論議をこの議場でしたのです。だから、そのことは任期中で私たちは勝負しようと思ったのです。だから、そういう何かあいまいかついつまでも何か引きずるというか、そういうことに持ち込もうとする、そういうやり方が基本的には私の考えとしては滝川市の将来という意味ではやっぱりけじめ、けじめをつけながら先に進むというのが大事だという

ことなのです。だから、そういうことを申し上げているので、副市長の生活が云々ということのお答えなんて実は要らないのです。あなたにそんなことは別にそんなに考えてもらわなくていいのかもしれませんが。だから、全体的なあなたの考える滝川市の将来像として、あなたのこの今行っていることが本当にこれでいいのかということをお願いしている、そういうことを理解してご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 3点あったと思うのですが、1点目は20年の12月の市議会で100分の30に反対しておいて、どの程度と考えていたのかというご質疑です。当時私どもも修正案を出していればそのことについては明確になっていましたが、私どもはこれまでも市長の不信任決議、また先ほども繰り返しになりますが、副市長については公選法当たらないわけですから私財による寄附、そういうものを含めて市長の100分の50に近い金額、こういったものが妥当だというふうに思います。100分の50が妥当ということではなくて、責任の度合いは私は一緒だと思いますが、しかし市長と副市長には一定の差はこれはあっても、当然権限には差があるわけですから、あつてしかるべきだというふうに思います。ですから、何パーセントというふうには明確にはできません。給与の減額プラス私財による寄附、これをあわせて市長とバランスのとれた返還額と。田村市長におかれましても、任期後に私財による寄附ということが当然行われるというふうに私考えていますので、それとのバランスということも考えて、全体としてというふうに考えております。

それと、当時20年の12月議会で本間議員は任期中で済ますという議論をしたというふうにおっしゃいました。それは本間議員の考え方で、私は任期の先は議論できないのだから、まず任期中について、さらにその後については当然その後しかるべき時期にということと考えて議論に参加をしておりました。

最後に、滝川の将来にとって副市長の3割の給与減額をさらに続けることが滝川の将来にとってマイナスになるというふうにお考えになってのご質疑だったというふうにと思いますが、私はこの問題についてはやはり全容の解明、そして責任を果たす。全容の解明については、今複数の裁判が進行しており、4月の15日に出された滝川市の損害賠償請求事件におきましては過失相殺が認められて、事実上の市の敗訴とも言える判決が出ています。市の職員の過失という文言が判決書に明確に記されている。ですから、今3件の司法と、そしてこの立法の府である議会、この2つの両輪、そして執行部がみずからの自助努力を発揮しても解明はこれからもまだ一定時間がかかるというふうに考えますので、滝川の将来にとってはきちっとした解明と責任を果たすことが必要だと私は考えます。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 再質疑をいたします。

いつも清水議員は質疑の際に相当明確な答弁を求めますよね。なのに100分の50に近い数字って、何パーセントのことを言っているのですか。何ではっきり言わないのか意味わかりません。当時清水議員から質疑を受けているのですけれども、そのときにも思っていたのだ。当時、20年

の12月定例会の私が答弁を行っていたときに、何でパーセンテージの多分この考えの違いがあるのにそういうことと言ってこないのかなと思っていたのを覚えているのですが、やっぱり何にも多分考えていないのではないのかなと思うのです。結局その上において市民の異論はない30パーセントを継続するというのはちょっとやっぱりどうかと思います。もう一度そのあいまいな答弁に終始しないでパーセンテージで答えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、2番目ですが、任期中だという議論でないというのは、それは議員失格ではないですか。任期中でしかあり得ないから、任期中で結論を出そうとして議論しているのではないですか。だから、パーセンテージも決めようとしていたのではないですか。だから、そんなことは、そんなことを考えていませんでした、あなたは考えていたけれども、私は考えていませんでしたといったら、やっぱり議場から出ていってもらわなければならなくなります。だから、そういうようなことではないのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、いろいろ説明をしていますと、司法の場でもやっていますということをおっしゃっておりますけれども、確かにそれは当時私どもが、もう一度言いますが、私どもがなぜ15パーセントの提案を、例えば一般的に与党と言われているような私たちが30パーセントを提案するといったらよっぽどのことなのです。だから、ここでけじめをつけなければ先へ進められないよと。みんな市民も協力してくれないでしょうということが、そこですっきりして先へ進みましょうということがやっぱり大きな修正案提案の理由だったものですから、だからそうしたそういう意味での確固たる理由が欲しいと、答弁として欲しいというふうに申し上げているのであって、だからやっぱり答弁のずれが若干あると思いますので、再度答弁をお願いいたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、明確に答弁をしたつもりです。20年12月の段階では、任期中においては30パーセントでは足りないということで反対をしました。ですから、明確にそれは反対したのです。それで、幾らかということについては、それは修正案とか出してないわけですから、30パーセント以上プラスアルファという、私財投入ということです。そして、本間議員が言われるように今回3パーセントに対してただ反対するという選択肢も当然ありました。しかし、それでは市民に対する説明にならないというふうに考え、30パーセントという明確な数字を示した修正案を出しています。ですから、私の立場はあくまでも明確です。

さらに、任期中にまたこだわる質疑をいただきましたが、任期の先については、本間議員は任期中で全部そこで責任を果たすという金額にしてすっきりして前にいくという、それはそれで当然そういう考えもあると思います。しかし、私はその任期中についてはまずやることをやって、しかし副市長の職というのは継続ということもあるし、さらに先ほどのプラスアルファということもございいますので、そういったことを考えていましたので、任期中だけにこだわるというふうには私は考えていませんでした。

それで、すっきりして前に、ちょっと3点目、3点目ちょっとどういう質疑でしたっけ、ちょっと、3点目、最後の質疑。

○議長 よくわからないようですから、もう一度。

○本間議員 当時は要するに一刻も早く事件を解決して、次の政策的な活動をしていきたいと思いますというような意味合いが強かったと思うのですが、今回結局そのときに決めた任期を超えて、またたまたま同一人物だからといって、そのことで今後にさらに責任を残すというか、そういうことをやる、あえてやる、あえて行う滝川市の将来に対しての効果というか、いいと思う、寄与すると思われるみたいなこと、そこを最初からずっと同じこと聞いているのですけれども、ちゃんとご答弁いただいていないのでということです。

○清水議員 そのように聞かれれば、私もきょうの説明等では述べていませんが、日本共産党及び市民の声連合は3月31日で任期を終えられる予定だった、任期末だった末松静夫氏の再任の選任同意について反対をしました。ですから、当然新しい副市長のもとで、本当にすっきりしたそういう姿勢、気持ちで市政に邁進すると、前進に邁進するというのが私たちの主張だったのですが、残念なことに再任された以上やはり責任はしっかりとっていただきながら、業務に全力を尽くしていただくということです、何の矛盾も私は感じておりません。

先ほどから市民には異論がないというのはどういう意味かということ、100分の30というのは議決されたわけです。それについて市長が100分の50で、副市長は100分の30かと、かなりの額だよなと、それだけを丸3年、市長は丸3年ですから、3年以上ですよ、にわたって減額して仕事をされる。副市長もそれに近い期間3割でされると。これだけ給与面でいえば市民は納得している、異論はないという意味で述べさせていただきました。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。本間議員。

○本間議員 新政会を代表し、議案第1号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第2号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で、その修正動議を否とする立場で討論いたします。

私ども新政会は、平成20年12月定例会において当時の議案8号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第6号）及び議案第9号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例に対する修正動議を山腰議員外6名により提案し、議決をいただきました。議決いただいた内容は、副市長の給料月額について15パーセント減額を30パーセント減額に改めるものであります。その趣旨は、生活保護費詐欺事件について一刻も早くこの事件を解決し、活力ある滝川市の実現に向け全力を傾けるべきとの判断と返還の意思を固めた以上返還に向けた先鞭をつける市長、副市長がみずから課す負担額は、その後の財源確保の取り組みに多大な影響を与えるという観点から、当時市長から提案された15パーセントの削減率はその前の10月までの30パーセント減額を下回る削減率であり、月数による効果額は上回るとはいえ早期解決の阻害要因になるという判断でありました。また、当時の修正動議の議決は、特別職は限られた任期において責任を果たすべきという観点から、末松副市長に平成22年3月までの任期中に当該事件の責任を果たしてもらうための議決で

あったことは言うまでもないことであります。そして、その議決に従い、末松副市長は平成22年3月までの前任期中に700万円程度のみずからによる削減を行い、早期解決を図る意味からも、返還に向けた先鞭をつける意味からも事件当時における行政の執行責任者、監督権を有する副市長としての責任は果たされたものと考えます。原案は、新たな任期を迎えた副市長の立場として、教育長及び一般職員が給与削減に取り組む期間に教育長と同等の削減率で取り組むというものであり、妥当な提案だと思います。

最後に、末松副市長には新たな任期においてそのたぐいまれなる行政手腕を遺憾なく発揮していただき、滝川市の発展にご尽力いただきますようお願いし、新政会を代表しての討論といたします。

1点間違いがありました。訂正いたします。冒頭の議案第1号、まず読み直します。議案第1号平成22年度滝川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第2号と申し上げましたが、議案第3号 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例、第3号に改めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第1号修正案、2010年度滝川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第3号修正案、滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案に賛成する立場で討論を行います。

原案は、副市長の給料月額を任期満了に伴い教育長と同じ3パーセント減額にするというものです。しかしながら、田村市長が任期中50パーセントの給与減額を続ける一方で、末松副市長の給与30パーセント減額をもとに戻す道理はありません。任期を満了したから清算されるものではないということでもあります。仮に別の方が副市長に選任されていれば状況は変わったのかもしれませんが。しかしながら、末松氏が引き続き選任されたことから、これまでの減額を続けるというのが当然であります。田村市長は2011年4月26日まで減額を続けるものの、末松副市長が任期満了をもって責任が果たされたということには全く納得ができません。

以上を申し上げ、修正案の賛成討論といたします。

○議長 長 ほか討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第1号を採決いたします。

まず、本案に対する清水議員外1名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長 長 起立少数であります。

したがって、議案第1号の修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について起立によって採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。

まず、本案に対する清水議員外1名から出されました修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 長 起立少数であります。

したがって、議案第3号の修正案は否決されました。

次に、議案第3号の原案について起立によって採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第7、議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

国民健康保険税の負担の公平性を高めるため、基礎課税額の算定に係る資産割額の廃止並びに地方税法の改正に伴い国民健康保険税の課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円から13万円に引き上げるとともに、非自発的失業者に係る保険税の負担軽減を講ずることによる財源振りかえ、歳出におきまして非自発的失業者の負担軽減に係る電算システム改修費について補正したいとするものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ800万1,000円を追加し、予算の総額を54億19万7,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、事項別明細、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きくだ

さい。歳出、1款1項1目一般管理費でございます。特例対象被保険者等、非自発的失業者の負担軽減に伴う電算システムの改修費800万1,000円を増額したいとするものでございます。

歳出合計につきましても同額800万1,000円を増額でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税3,443万2,000円の減額につきましては、1節医療給付費分現年課税分3,450万3,000円を減額補正、2節後期高齢者支援金分現年課税分65万7,000円を増額、3節介護納付金分現年課税分58万6,000円を減額補正したいとするものでございます。その内容につきましては、非自発的失業者の負担軽減による723万4,000円の減額、課税限度額の引き上げによる705万3,000円を増額、基礎課税額の算定に係る資産割の廃止による3,425万1,000円の減額によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税330万5,000円の減額につきましては、1節医療給付費分現年課税分268万6,000円の減額補正、2節後期高齢者支援金分現年課税分40万7,000円の減額補正、3節介護納付金分現年課税分21万2,000円の減額補正をしたいとするもので、その内容につきましては先ほど申し上げました非自発的失業者の負担軽減による115万5,000円の減額、次に資産割額の廃止による215万円の減額によるものでございます。

2款2項1目財政調整交付金1,275万7,000円を増額につきましては、非自発的失業者の負担軽減による保険税の減額に対する交付金として475万6,000円を増額、次に歳出関連といたしまして電算システム改修分として補填が見込まれます800万1,000円を増額補正したいとするものでございます。

3款1項1目療養給付費等交付金309万3,000円を増額につきましては、非自発的失業者の負担軽減による保険税の減額に対する交付金といたしまして94万3,000円を増額補正、資産割額の廃止による保険税の減額に対する交付金として215万円を増額したいとするものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金247万8,000円を増額につきましては、非自発的失業者の負担軽減による保険税の減額に対する繰入金として、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）170万3,000円を増額、次のページになりますが、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）77万5,000円を増額補正したいとするものでございます。

9款1項1目繰越金2,741万円の増額につきましては、非自発的失業者の負担軽減及び資産割額の廃止による保険税の減額分として2,741万円を増額補正したいとするものでございます。

以上、歳入合計800万1,000円を追加となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

平成22年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律に伴う改正及び国民健康保険税の基礎課税額に係る資産割額の廃止を行うため、滝川市税条例の一部を改正する条例議案を提出するものでございます。

初めに、平成22年度の地方税法の改正に伴い、このたび議案にかかわる改正内容の主なものに

について申し上げます。個人住民税に関するものでございますが、給与所得者及び公的年金受給者に係る扶養親族申告書についてと非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、次に市たばこ税に関するものでございますが、たばこ税の税率の引き上げについて、次に国民健康保険税に関するものでございますが、医療分、後期高齢者支援金等の課税限度額の改正について、資産割額の廃止についてが改正の主な内容となっております。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、議案第4号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第19条、第31条は、法改正に伴う条文整理でございます。

第35条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第35条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書でございますが、個人の市民税の非課税限度額の把握のための新設条項となっております。個人市民税におきましては、扶養親族の数を基準に非課税となる給与水準、非課税限度額を定めていることから、市としてはだれがだれを何人扶養しているという情報が必要になります。従来扶養情報の把握につきましては、毎年1月に各事業所より報告を受ける給与支払い報告書、通称源泉徴収票にすべての扶養親族が記載してあることから、納税者の事務負担の軽減の観点から個人市民税の扶養情報は国税と一体的に収集することになっておりました。しかし、所得税において16歳未満の扶養者に係る年少扶養控除の廃止に伴い、今後源泉徴収票には記載されてこないことも想定されます。非課税限度額の制度は、個人市民税独自の制度であり、その制度運用において引き続き16歳未満の扶養情報も必要となることから、国税当局の協力を得て現行どおりの扶養親族の情報に関する情報収集の制度、仕組みを維持するための改正となっております。

第47条、第49条、第53条は、いずれも法改正による条文整理でございます。

第94条は、市たばこ税の税率を引き上げる改正であり、現行旧3級品以外の製造たばこが1,000本につき3,298円の税率であるものを1,000本につき4,618円に引き上げるものでございます。旧3級品に係るたばこ税につきましては、附則で規定しております。

第138条は、国民健康保険税の負担の公平性を高めるため基礎課税額の算定に係る資産割額を廃止するとともに、地方税法の改正、課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円から13万円に引き上げるものでございます。

第140条は、第138条の改正に伴う条文削除でございます。

第161条は、国民健康保険税の基礎課税額に係る減額後の限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る減額後の限度額を12万円から13万円に引き上げるものでございます。

附則第15条、附則第15条の2につきましては、法改正に伴う削除及び削除に伴う条の繰り上げでございます。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例、旧3級品のたばこ税の税率は1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げることとするための改正でございます。

附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例につきまして、

金融所得課税の一本化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20パーセント本則税率化にあわせ、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するものでございます。

附則第20条の4、附則第20条の5、附則第41条、附則第52条、附則第53条につきましては、法改正に伴う条文整理でございます。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の3ページの下段、附則でございますが、お開き願います。第1条は、施行期日で、公布の日から施行したいとするものでございます。ただし、第1号は平成22年6月1日から、第2号は平成22年10月1日から、第3号は平成23年1月1日から、第4号は平成25年1月1日からの施行でございます。

第2条は市民税、第3条はたばこ税、第4条は国民健康保険税の経過措置でございます。

以上、議案第2号、第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 2点お伺いします。

まず、第1点目に、課税限度額についてお伺いしたいというふうに思います。この課税限度額については、これまで医療分や後期高齢者分、介護納付金分と年々値上げされてきたという経緯があります。こうした状況を滝川市ではどのようにとらえられているか。また、新しい政権にかわって、このことについてもお伺いしたいと思うのですけれども、以前の予算委員会のお伺いしたときにはそういった改正などの見込みも含めて2年間は国保会計は大丈夫だというような趣旨のご答弁があったというふうに思うのですけれども、そういうことも踏まえてどのようにとらえるかについてお伺いしたいと思います。

2点目であります。国庫負担金についてお伺いします。私ども日本共産党は、国保全体の引き下げこそが一番必要であるというふうに申し上げてまいりました。しかしながら、国庫負担金が増額になればそうしたこともなかなか難しい、こういった現状もございます。市長は、全国市長会を通じて国庫負担金の増額を要望しているというふうなご答弁が代表質問でございましたが、こうした国庫負担金についての動きについてもどのようにとらえているか、またお考えについてお伺いします。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 1点目のご質疑でございます。国保会計が健全に運営できるのかどうかというご質疑の趣旨ということで答弁させていただきます。

資産割課税の廃止と限度額の引き上げを含めまして、いろいろなパターンで試算をさせていただきました。現制度の医療制度等、前提条件は今の制度のままということで試算いたしまして、中長期的、7年から8年の収支を試算させていただきまして黒字を維持できるという、健全財政を維持できるということで今回提案の内容、資産割の廃止と限度額の引き上げということを提案させてい

ただいているところです。

また、国庫負担金の増額の要請等につきましては、北海道市長会、全国市長会を通じまして、機会あるたびに国庫負担金の増額について要請していける場があればそのたびに要請していきたいということで考えております。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、1点のみ質疑させていただきたいと思います。

議案第4号の滝川市税条例の一部を改正する条例でございますが、さきの厚生常任委員会の説明の折にも少しお聞きしたわけでありますけれども、国民健康保険税の限度額が上がった、62万円だったものが72万円と相当の上昇をします。あるいは、今までよりもさらに今度は安くなったと、そういうご家庭もあるそうではありますが、それで税率は市町村によって違うということでございますが、今までもよく各市町村と滝川市のこの国民健康保険税の違い等は市民から聞かれるわけでありますが、そこで今回資産割額が削られたということで、今までは資産によって違うので、違うのでというようなご答弁があったわけでありますが、所得とか年齢とか家族構成がある程度一緒であればおおよそ一致するのかなと、こういうふうに思うわけであります。そういう意味で、所得や年齢や家族数によって何枚かの一覧表等がしっかりと市民に、逆に言えば広報等にでも載せられるような状況かなとは思いますが、これをしっかりとそういう一覧表というのは公表できると、あるいはできないとか、そのところをちょっとご答弁をいただければと思いますが。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 資産割廃止に伴う所得、年齢、家族構成等によって市民の方にお示しできるような、公表できるようなケースの公表ができるかということでございますが、今のところ試算はできることはできるかと思いますが、ただ公表できるまでに至るかかどうかということはそれぞれの世帯等によって所得の内容が違うということなものですから、ちょっと時間をいただきまして、内容を検討させていただいて、一つのケースとしてお示しすることはできるのですが、それがそのまま当てはまるケースもございましょうし、当てはまらないケースもあるというようなことから、この件についてはちょっと時間をいただき、公表できるかどうかにつきましてもちょっと時間をいただきたいということでございます。

○議長 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第2号、2010年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

今回の改正では、資産割を廃止することにより税の引き下げが行われます。所得階層別資産割課税世帯の分布でも所得150万円以下が85.6パーセントを占め、低所得者が多いことがうかが

えます。こうした土地、建物を持ちながら所得が少ない方にもかかっていた資産割が廃止されることは歓迎すべきことです。しかし、その一方で医療分、後期高齢者支援金等の課税限度額が改正されます。限度額を超える世帯は、2人世帯で715万円です。こうした世帯は、必ずしも高額所得世帯とは言えません。現在高過ぎる国保税が市民生活を圧迫しています。代表質問等でも述べたとおり、基本は国保全体の引き下げが求められるものです。中でも減免で救い切れない低所得者対策が必要です。こうした問題を抜本的に解決するには引き下げられている国庫負担の増額が不可欠です。民主党は、選挙公約で9,000億円こうした対策のためにふやすと言っていましたが、実際には40億円の予算措置にとどまりました。国庫負担増額については、滝川市では北海道市長会、全国市長会などで要望されていますが、滝川市としても強く訴えていくことが求められています。しかしながら、全体として中低所得者へは軽減となっていること、現制度のままという前提では七、八年黒字を維持できるということから賛成するものです。

以上を申し上げ、討論いたします。

○議 長 ほか討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号及び第4号の2件を一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び第4号の2件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。

これにて平成22年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時09分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員